

# 鳥取県ふるさと産業支援事業補助金(後継者育成)の事務手続きについて

## 1. 実施計画書提出

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

(様式第1号、第2号、第3号)

\* 必要に応じて面談を実施します。

## 2. 交付申請書提出 (着手の20日前まで)

\* 提出書類: 交付申請書、事業計画書及び収支予算書、  
振込依頼書(概算払希望の場合)

## 3. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことが  
できます。

## 4. 事業着手

\* かならず交付決定を受けてから着手してください。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

## 5. 研修報告書

\* 15日以上研修を証明する研修報告書を作成してください。

毎月の概算払いを希望する場合は、毎月月初に前月の研修報告書と、  
研修者への支払い証明・家賃支払証明を提出してください。

## 6. 事業完了

\* 事業の完了とは: 補助対象経費の支払いがすべて完了した日

## 7. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

### ◎補助金の支払い

\* 提出書類

・実績報告書

・収支決算書

・振込依頼書(概算払でない場合)